審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　文化・観光局 文化課文化財保護・活用室

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法	法令番号	昭和 33 年法律第 6 号
手続名	古式銃砲及び刀剣類の登録	根拠条項	第 14 条第 1 項

審査基準

古式銃砲及び刀剣類の登録については、銃砲刀剣類所持等取締法第 14 条第 3 項により、登録審査委員の鑑定に基づいて行われなければならないこととなっており、その鑑定の基準は以下のとおりである。

○銃砲刀剣類登録規則（昭和 33 年文化財保護委員会規則第 1 号）

第四条　火縄式銃砲等の古式銃砲の鑑定は、日本製銃砲にあつてはおおむね慶応三年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあつてはおおむね同年以前に我が国に伝来したものであつて、次の各号のいずれかに該当するものであるか否かについて行うものとする。

一　火縄式、火打ち石式、管打ち式、紙薬包式又はピン打ち式（かに目式）の銃砲で、形状、象嵌、彫り物等に美しさが認められるもの又は資料として価値のあるもの

二　前号に掲げるものに準ずる銃砲で骨とう品として価値のあるもの（明治十九年以降実用に供せられている実包を使用できるものを除く。）

２　刀剣類の鑑定は、日本刀であつて、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行なうものとする。

一　姿、鍛え、刃文、彫り物等に美しさが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されているもの

二　銘文が資料として価値のあるもの

三　ゆい緒、伝来が史料的価値のあるもの

四　前各号に掲げるものに準ずる刀剣類で、その外装が工芸品として価値のあるもの

受付機関	文化課文化財保護・活用室	処理機関	文化課文化財保護・活用室	交付機関	文化課文化財保護・活用室	標準処理期間　１４日 標準経由期間　　日	目次No.	1